

費用償還申請時に必要な書類

必要な書類等	
自費解体・撤去に係る償還申請書	様式第1号
申請者の身分証明書【原本】 ※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書	● 顔写真があるもの（運転免許証、パスポート等）は、1種類 ● 顔写真がないもの（健康保険証等）は、2種類
被災家屋等の配置図（手書き可） 【建物配置図】	家屋等の配置を記入し、「解体した」建物等と「残した」建物等を図示してください。
被災家屋等の状況写真（様式3） 【状況写真】	被災家屋等の全景や被災状況、解体作業の作業前、作業中、作業後の写真をできるだけ多く提出してください。
申請者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【入手先】 個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 （※羽咋市に登録している場合） 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局
被災家屋等の「罹災証明書」又は「被災証明書」（写し）	
固定資産評価証明書【原本】 ※直近年度のもの ※解体・撤去を実施する被災家屋等について、全ての所有者を明らかにする必要があります。	【入手先】 市役所1階 税務課 ※「登記事項（建物）全部事項証明書」「登記事項（土地）全部事項証明書」の記載事項については、市が法務局に確認します。 建物が未登記で「固定資産評価証明書」に解体する建物が記載されていない場合は、原則として、土地の所有者をその建物の所有者とみなします。
解体及び撤去した被災家屋等の一覧	固定資産評価証明書【原本】及び 【建物配置図】 と内容が一致するようにしてください。
解体工事業者等との契約書（写し）	
解体工事等の領収書（写し）	
内訳書（費用の内訳が分かるもの）（写し）	対象経費の算出に必要。 解体業者が発行。
解体証明書	解体業者が発行。
解体工事に係るマニフェスト伝票（写し）	廃棄物の搬入先や搬入重量等の確認のために必要 ※ない場合、処分費は償還対象外。
印鑑 ※記載内容の訂正等に必要。	本人 ⇒ 実印、代理人 ⇒ 認印可、 法人 ⇒ 代表者の登録印 ※代理人の場合、委任状に押印した印鑑が必要。

場合により追加で必要となる書類

固定資産評価証明書及び登記事項証明書で面積が確認できない場合に追加で必要な書類	
解体面積が分かる求積図	解体業者が作成したもの
測量写真	解体業者が作成したもの ※目盛が読み取れる近影を含む

法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合に追加で必要な書類	
商業・法人の登記事項証明書	商業・法人の登記事項証明書の記載事項については、市が法務局に確認しますので 提出不要 です。

代理人が申請する場合に追加で必要な書類	
被災家屋等の解体、撤去及び処分に 関する委任状	申請者の登録印が押印された所定の委任状

申請者と所有者が異なる場合に追加で必要な書類	
損壊家屋等の解体・撤去費用に係る 償還申請の同意書	所有者の登録印が押印された所定の委任状
所有者の印鑑登録証明書	発行日から3ヶ月以内のもの 【入手先】個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 (※羽咋市に登録している場合) 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局

共有者がいる場合に追加で必要な書類	
損壊家屋等の解体・撤去費用に係る 償還申請の同意書	共有者全員分
共有者等の印鑑登録証明書	● 発行日から3ヶ月以内のもの ● 共有者等全員分 【入手先】 個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 (※羽咋市に登録している場合) 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）に追加で必要な書類	
◆遺産分割協議が成立している場合	
遺産分割協議書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
遺産分割協議を行った相続人全員の印鑑登録証明書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
相続関係証明書類【原本】	原本とその写しをご持参ください。 ①所有者（被相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本 ②法定相続人全員の戸籍謄抄本 ※所有者の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、①に加えて相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。
相続関係図	相続権者全員が記載されたもの
◆公正証書遺言書がある場合	
公正証書遺言書【原本】	原本とその写しをご持参ください。
相続関係書類【原本】	原本とその写しをご持参ください。 ①所有者（被相続人）の死亡が確認できる戸籍・除籍謄本等 ②相続人の戸籍謄抄本
相続関係図	所有者と相続人の関係がわかるように記載されたもの

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）に追加で必要な書類	
相続関係証明書類【原本】	①所有者（被相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本 ②法定相続人全員の戸籍謄抄本 ※所有者の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、①に加えて相続関係が確認できる書類が必要となる場合があります。
損壊家屋等の解体・撤去費用に係る償還申請の同意書	法定相続人全員分
法定相続人全員の印鑑登録証明書【原本】	●発行日から3ヶ月以内のもの 【入手先】 個人 ⇒ 市役所1階市民窓口課 ※羽咋市に登録している場合
相続関係図	●相続権者全員が記載されたもの

個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。